

特別民間法人・特別法人 一覧

令和4年3月現在

No.	法人名	根拠法令	事務・事業内容	法人類型	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
1	中央労働災害防止協会	【設立の根拠】 労働災害防止団体系法(昭和39年法律第118号) 【事務・事業の根拠】 労働災害防止団体系法第8条、第11条	労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するため、労働災害の防止に関し、以下の業務を行う。 ①会員の連絡及び調整 ②事業主、事業主団体が行う労働災害防止のための活動促進 ③教育及び技術的援助のための施設及び運営 ④技術的な事項についての試験及び援助 ⑤機械及び器具についての試験及び検査 ⑥労働者の技能に関する講習 ⑦情報及び資料の収集及び提供 ⑧調査及び広報	特別民間法人	平成23年度の労働政策審議会において、理事数の削減・支部の廃止・会費の見直し・経費削減等の各項目に対し指摘を受けたことを踏まえ、平成29年度以降も継続的に事務・事業等の見直しを実施している。	労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中で、労働災害防止団体は、労働災害防止について専門的な知識・ノウハウを有する団体として、「業界の労働災害防止活動の推進役としての役割」、「労働災害防止に関する情報提供・教育指導を行う機関としての役割」を積極的に果たしていくことが求められる。今後においても、経費削減、目標管理、安全衛生調査研究に係る取組等については引き続き取り組む、社会情勢の変動に合わせて常に目標設定・実践管理を行いながら、業務運営の充実に努めることとした。団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、令和5年度から開始する「第14次労働災害防止計画(現在策定中)」を見据えつつ、国として必要な施策への取組等を引き続き行うこととした。
2	建設業労働災害防止協会	【設立の根拠】 労働災害防止団体系法(昭和39年法律第118号) 【事務・事業の根拠】 労働災害防止団体系法第8条、第36条	建設業における労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するため、建設業に係る労働災害の防止に関し、以下の業務を行う。 ①労働災害防止規程の設定 ②会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助 ③機械及び器具についての試験及び検査 ④労働者の技能に関する講習 ⑤情報及び資料の収集及び提供 ⑥調査及び広報 ⑦③～⑥の業務に付帯する業務	特別民間法人	平成23年度の労働政策審議会において、理事数の削減・支部の廃止・会費の見直し・経費削減等の各項目に対し指摘を受けたことを踏まえ、平成29年度以降も継続的に事務・事業等の見直しを実施している。	労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中で、労働災害防止団体は、労働災害防止について専門的な知識・ノウハウを有する団体として、「業界の労働災害防止活動の推進役としての役割」、「労働災害防止に関する情報提供・教育指導を行う機関としての役割」を積極的に果たしていくことが求められる。今後においても、会費やその在り方の見直し、経費削減、目標管理、労働災害防止規程の見直し、安全衛生調査研究に係る取組等については引き続き取り組む、常に目標設定・実践管理を行いながら、業務運営の充実に努めることとした。団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、令和5年度から開始する「第14次労働災害防止計画(現在策定中)」を見据えつつ、国として必要な施策への取組等を引き続き行うこととした。
3	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	【設立の根拠】 労働災害防止団体系法(昭和39年法律第118号) 【事務・事業の根拠】 労働災害防止団体系法第8条、第36条	陸上貨物運送事業における労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するため、陸上貨物運送事業に係る労働災害の防止に関し、以下の業務を行う。 ①労働災害防止規程の設定 ②会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助 ③機械及び器具についての試験及び検査 ④労働者の技能に関する講習 ⑤情報及び資料の収集及び提供 ⑥調査研究及び広報・普及 ⑦③～⑥の業務に付帯する業務	特別民間法人	平成23年度の労働政策審議会において、理事数の削減・支部の廃止・会費の見直し・経費削減等の各項目に対し指摘を受けたことを踏まえ、平成29年度以降も継続的に事務・事業等の見直しを実施している。	労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中で、労働災害防止団体は、労働災害防止について専門的な知識・ノウハウを有する団体として、「業界の労働災害防止活動の推進役としての役割」、「労働災害防止に関する情報提供・教育指導を行う機関としての役割」を積極的に果たしていくことが求められる。今後においても、会費やその在り方の見直し、経費削減、目標管理、労働災害防止規程の見直し、安全衛生調査研究に係る取組等については引き続き取り組む、常に目標設定・実践管理を行いながら、業務運営の充実に努めることとした。団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、令和5年度から開始する「第14次労働災害防止計画(現在策定中)」を見据えつつ、国として必要な施策への取組等を引き続き行うこととした。
4	林業・木材製造業労働災害防止協会	【設立の根拠】 労働災害防止団体系法(昭和39年法律第118号) 【事務・事業の根拠】 労働災害防止団体系法第8条、第36条	林業・木材製造業における労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するため、林業・木材製造業に係る労働災害の防止に関し、以下の業務を行う。 ①労働災害防止規程の設定 ②会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助 ③機械及び器具についての試験及び検査 ④労働者の技能に関する講習 ⑤情報及び資料の収集及び提供 ⑥調査研究及び広報・普及 ⑦③～⑥の業務に付帯する業務	特別民間法人	平成23年度の労働政策審議会において、理事数の削減・支部の廃止・会費の見直し・経費削減等の各項目に対し指摘を受けたことを踏まえ、平成29年度以降も継続的に事務・事業等の見直しを実施している。	労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中で、労働災害防止団体は、労働災害防止について専門的な知識・ノウハウを有する団体として、「業界の労働災害防止活動の推進役としての役割」、「労働災害防止に関する情報提供・教育指導を行う機関としての役割」を積極的に果たしていくことが求められる。今後においても、会費やその在り方の見直し、経費削減、目標管理、労働災害防止規程の見直し、安全衛生調査研究に係る取組等については引き続き取り組む、常に目標設定・実践管理を行いながら、業務運営の充実に努めることとした。団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、令和5年度から開始する「第14次労働災害防止計画(現在策定中)」を見据えつつ、国として必要な施策への取組等を引き続き行うこととした。
5	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	【設立の根拠】 労働災害防止団体系法(昭和39年法律第118号) 【事務・事業の根拠】 労働災害防止団体系法第8条、第36条	港湾貨物運送事業における労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するため、港湾貨物運送事業に係る労働災害の防止に関し、以下の業務を行う。 ①労働災害防止規程の設定 ②会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助 ③機械及び器具についての試験及び検査 ④労働者の技能に関する講習 ⑤情報及び資料の収集及び提供 ⑥調査研究及び広報・普及 ⑦③～⑥の業務に付帯する業務	特別民間法人	平成23年度の労働政策審議会において、理事数の削減・支部の廃止・会費の見直し・経費削減等の各項目に対し指摘を受けたことを踏まえ、平成29年度以降も継続的に事務・事業等の見直しを実施している。	労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中で、労働災害防止団体は、労働災害防止について専門的な知識・ノウハウを有する団体として、「業界の労働災害防止活動の推進役としての役割」、「労働災害防止に関する情報提供・教育指導を行う機関としての役割」を積極的に果たしていくことが求められる。今後においても、会費やその在り方の見直し、経費削減、目標管理、労働災害防止規程の見直し、安全衛生調査研究に係る取組等については引き続き取り組む、常に目標設定・実践管理を行いながら、業務運営の充実に努めることとした。団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、令和5年度から開始する「第14次労働災害防止計画(現在策定中)」を見据えつつ、国として必要な施策への取組等を引き続き行うこととした。
6	全国社会保険労務士会連合会	【設立の根拠】 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)第25条の34第1項 【事務・事業の根拠】 社会保険労務士法第25条の34第2項	社会保険労務士会の会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善を進め、社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務並びに社会保険労務士の登録に関する事務を行うほか、試験事務及び代理業務試験事務を行うこと。	特別民間法人	・所管官庁による法人の事務・事業の見直しを適宜行っている。 ・全国社会保険労務士会連合会においては、同会の会費の規定に基づき、外部の学識経験者を含む資格審査会(※)において、業務実績評価を行っている。 (※) 資格審査会は、社会保険労務士法第25条の37に規定されており、委員は、学識経験者、労働又は社会保険の行政事務に従事する職員、社会保険労務士から、厚生労働大臣の承認を受けて、選任されている。	・社会保険労務士法第1条の2において、社会保険労務士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で業務を行うことが規定されていること、その業務の適切な実施のため、連合会において、的確に社会保険労務士会及びその会員の指導等が行われていること、今後とも、連合会に、社会保険労務士会及びその会員の指導等の徹底を図らせていくこととする。 ・社会保険労務士の登録に関する事務については、連合会において適切に実施されている。今後とも、連合会に、社会保険労務士法の規定に従い登録業務を行わせることとし、社会保険労務士法施行規則第12条の9に基づき、毎月、登録状況を確認していくこととする。 ・試験事務については、連合会において適切に実施されている。今後とも、連合会に、毎事業年度ごとの事業計画に基づき実施させ、実施結果を確認していくこととする。 ・国からの委託事業については、法令による適正手続の下委託を受けた場合には、連合会の専門性を発揮し、適切な実施を図らせていくこととする。
7	中央職業能力開発協会	【設立の根拠】 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第52条 【事務・事業の根拠】 職業能力開発促進法第55条	技能検定試験問題の作成その他職業能力の開発の促進に関し必要な業務の実施	特別民間法人	平成21年11月に行われた行政刷新会議の事業仕分けの結果を踏まえ、以下のとおり法人の事務・事業の見直しを行った。 ・技能向上対策費補助事業の予算の縮減 ・補助事業の一部廃止等により、平成22年度の予算額を対前年度比3割減とし、予算の大幅な削減を行った。また、適正額の交付となるよう見直しを継続して行った。	技能検定職種のうち、111職種を対象として、産業界のニーズに即した試験問題の作成等を行った。産業界動向の変化のスピードが上がり、人口減少局面に突入り、今後とも能力開発の重要性の高まりや多様化が予想されることを考慮すると、多様なニーズに機動的な対応がとれる体制の整備と、事業の効率的な執行に向けた不断の見直しが必要である。

No.	法人名	根拠法令	事務・事業内容	法人類型	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
8	企業年金連合会	<p>【設立の根拠】 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第37条</p> <p>【事務・事業の根拠】 ・公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第37条</p>	<p>①中途退業者および解散基金加入員に対する老齢年金給付および一時金たる給付の支給 ②企業年金制度間のポータビリティの拡充に対応した年金通算事業 ③会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業で次に掲げるもの ・会員の行う事業についての助言および連絡 ・会員に関する教育、情報の提供および相談 ・会員の行う事業および年金制度に関する調査および研究 ・その他、会員の健全な発展を図るために必要な事業</p> <p>④国が代行返上基金および解散基金から徴収する責任準備金に相当する額の算定に関する事務ならびに老齢厚生年金等の支給に必要な記録の整理に関する事務 ⑤確定給付企業年金(基金型・規約型)及び厚生年金基金から拠出された年金資産をまとめ、資産規模を大きくすることにより効率的な資産運用を実施する共同運用事業 ⑥確定拠出年金の事業主及び国民年金基金連合会の委託を受けて行う情報収集等業務及び資料提供等業務</p>	特別民間法人	<p>・各厚生年金基金からの拠出金を原資とした共済制度である支払保証事業について、支払保証事業のあり方に関する検討会でとりまとめられた「支払保証事業のあり方に関する検討会報告」(平成26年1月)を受け、平成26年4月に廃止することとした。</p> <p>・令和4年5月より企業年金ネットワークを利用した企業年金との中途退業者の年金資産の移転に関する業務や支給停止情報・住所情報等の情報提供に関する業務を実施し、企業年金における移転に係る手続きの省力化・迅速化、情報提供等会員サービスの充実を図るため、準備を行っている。</p> <p>・令和4年10月から実施される記録関連運営管理機関と国民年金基金連合会との情報連携に向けて、企業型DCの全加入者(約800万人)に係る必要な情報を集積し、国民年金基金連合会のデータと突合を行う情報システム(「企業年金プラットフォーム」)を構築するため、準備を進めている。</p>	<p>老後に向けた資産形成のための私的年金制度の重要性が高まる中で、企業年金加入者等の資産形成を促進するため、企業年金連合会は、企業年金制度の発展を図るための研修・相談等の社会的ニーズの高い事業を引き続き充実させていく必要がある。また、企業年金の中途退業者等に対する通算年金の記録管理や給付に伴い、保険者として年金資産を安全かつ効率的な管理・運用を引き続き実施していかなければならない。その上で、会員拡大による収入の確保に努め、引き続き健全な運営を目指すことが重要である。</p>
9	石炭鉱業年金基金	<p>【設立の根拠】 石炭鉱業年金基金法(昭和42年法律第135号)第6条</p> <p>【事務・事業の根拠】 石炭鉱業年金基金法第4章</p>	石炭鉱業を行う事業場における坑内員及び坑外員に対する年金たる給付及び一時金たる給付の支給	特別民間法人	<p>事業運営を効率的に実施するよう継続的な努力を行い、平成22年度から職員給与の削減を実施し、削減後の状態を維持するとともに、年金受給者の手続等の利便性の向上と年金基金運営の迅速化と効率化を図るために、令和2年12月に基金事務所を東京都千代田区から産炭地の北海道釧路市へ移転した。</p>	<p>加入員である坑内員・坑外員に対する生活の安定と福祉の増進のため、年金の記録管理や支払業務を円滑に実施していくとともに、保険者として年金資産を安全かつ効率的に管理・運用を実施していかなければならない。その上で、年金受給者に係る情報管理及びセキュリティに万全を期し、より一層の適正な運営を目指していくことが重要である。</p>
10	社会保険診療報酬支払基金	<p>【設立の根拠】 社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)</p> <p>【事務・事業の根拠】 ・社会保険診療報酬支払基金法第15条 ・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第139条、第142条及び附則第11条 ・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)附則第17条 ・介護保険法(平成9年法律第123号)第160条 ・特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成23年法律第126号)第26条 ・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第24条</p>	<p>①審査支払業務 ②退職者医療関係業務 ③介護保険関係業務 ④高齢者医療制度関係業務 ⑤病床転換助成事業関係業務 ⑥特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務 ⑦社会保障・税番号制度関係業務 ⑧医療機関等情報化補助業務 ⑨健康スコアリングレポート作成委託業務 ⑩履歴照会・回答システムを管理運営する業務</p>	特別民間法人	<p>令和元年5月に社会保険診療報酬支払基金法が改正され、各都道府県の支部を廃止し、支部のする権限を本部に集約するとともに、令和2年3月には「審査事務集約化計画工程表」が策定され、レセプト点検業務について、令和4年10月に、その実施場所を審査事務センター(分室)に集約することとされて、準備を進めている。</p> <p>また、令和2年に厚生労働省に設置された「審査支払機能の在り方に関する検討会」において、審査支払機能の整合的かつ効率的な在り方について、具体的な方針・工程等の議論が行われ、その工程に従って取組を進めている。更に、令和元年の健康保険法等一部改正法により、データヘルスの取組が業務に追加された。</p>	<p>令和4年10月に実施される審査事務の集約に向けた準備を着実に進めているが、令和2年7月17日閣議決定の規制改革実施計画において、審査事務センター分室の廃止の検討や業務・体制等の継続的な検討について記載されており、令和4年10月の審査事務集約の実施状況を踏まえて検討している。</p>
11	健康保険組合連合会	<p>【設立の根拠】 健康保険法(大正11年法律第70号)第184条</p> <p>【事務・事業の根拠】 健康保険法第150条、186条、188条、健康保険法附則第2条 健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第65条から68条まで</p>	<p>①制度改革のための活動 ②医療費適正化のための活動 ③健保組合間の共同事業の推進 ④健保組合運営のサポート活動 ⑤情報提供事業 ⑥調査研究活動 ⑦広報事業 ⑧健康保険組合事務費補助金交付事業</p>	特別法人	<p>各事務・事業の見直しについては、健康保険組合連合会に設置する各事業の委員会において、見直しを行っている。</p> <p>・政策委員会 ・企画委員会 ・交付金交付事業委員会 等</p>	<p>当該事務・事業は、健康保険組合の発展や持続性のある医療保険制度の確立を目指すために必要な事業であり、効果的に運営する観点から、健康保険組合を代表する団体が必要である。そのため、全健康保険組合が加入する健康保険組合連合会において、引き続き当該事務・業務を実施することとする。</p>
12	国民年金基金連合会	<p>【設立の根拠】 国民年金法(昭和34年法律第141号)第137条の4</p> <p>【事務・事業の根拠】 ・国民年金法第137条の15 ・確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第2条第5項及び第74条</p>	<p>○事務・事業の内容 ①国民年金基金の中途退業者及び解散基金加入員に対する年金及び一時金の支給を行う事業(中途退退事業) ②国民年金基金が支給する年金及び一時金につき一定額が確保されるよう、国民年金基金の拠出を原資として国民年金基金積立金を付加する事業(給付確保事業・共同運用事業) ③国民年金法第128条第5項の規定による委託を受けて基金の業務の一部を行う事業(国民年金法第137条の15第2項第2号) ④国民年金基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業(附帯事業)(国民年金法第137条の15第2項第3号) ⑤国民年金基金制度についての啓発活動及び広報活動を行う事業(国民年金法第137条の15第2項第4号) ⑥個人型確定拠出年金の管理運営事業(確定拠出年金個人型年金運営管理事業)(確定拠出年金法第74条)</p>	特別法人	<p>・国民年金基金規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第211号)により、裁定請求における生年月日を証する書類の省略の措置等(令和2年12月28日施行)が講じられたことから、中途退退事業において必要な業務を実施している。</p> <p>・確定拠出年金個人型年金運営管理事業において、企業型DCの事業主掛金とDeCoの掛金の合算管理の仕組みにDB等の他制度掛金相当額を併せて管理することにより、毎月、企業年金の加入状況を確認できることとなるため、現在、事業主が行っており、簡素化要望が多かった。(1)従業員iDeCo加入時・転職時における企業年金の加入状況に関する事業主証明書の発行(2)年1回の現況確認を2024年12月から廃止する。</p> <p>・令和3年1月より、確定拠出年金個人型年金運営管理事業における一部の届出についてオンラインによる申請を可能としたところであるが、更なる手続きのオンライン化・システム化を検討の上、措置を講じる。(令和7年まで)</p> <p>・平成29年10月に「監査室」を設置し、内部監査を開始。また、令和3年4月にはリスク管理を有効に機能させるため、連合会全体のリスク管理を統括する「リスク・システム管理室」を新設し、内部統制の強化のための体制整備を行った。</p>	<p>老後に向けた資産形成のための私的年金の必要性や役割は高まっており、自営業者等の資産形成の促進のため、国民年金基金連合会は、国民年金基金制度の安定的な制度運営及び発展を図っていく必要がある。</p> <p>また、中途退退事業や給付確保事業・共同運用事業における年金資産を安全かつ効率的な管理・運用を引き続き実施していかなければならない。</p> <p>その上で、国民年金基金に関する事業及び個人型確定拠出年金の管理運営事業とともに、収入と支出のバランスのとれた健全な運営を目指す必要がある。</p>